【別表2】「事務補助以外の職」

募集番号	部署	職種	必要な資格等	募集人数	フル・パートの別	任用期間	勤務時間	休憩時間	勤務日	休日	業務内容	時間外勤務の有無	勤務地	給料・報酬			社会保険等		担当部署	
						始期 ～ 終期	始業時刻 ～ 終業時刻	始 ～ 終						月額	日額	時間額	社会保険加入（共済組合/厚生年金）	雇用保険	書類提出先	採用選考を行う部署
B245	健康推進課	歯科衛生士（パートタイム）	歯科衛生士	1	パート	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日	8:30 ～ 17:15	12:00 ～ 13:00	別途指示する日（月～金）勤務時間の範囲内で3～4時間の勤務とす	土/日及び祝日	歯科衛生士業務（口腔衛生指導等）	原則としてありませんが/業務の都合により時間外（休日）勤務をしていただく場合があります。	袖ケ浦市役所			1,488			健康こども部 健康推進課 健康指導班 0438-62-3162	健康こども部 健康推進課 健康指導班 0438-62-3162
B249	こども家庭センター	心理士	臨床心理師 又は 公認心理師	1	パート	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日	8:30 ～ 17:15	12:00 ～ 13:00	年36日以内	土/日及び祝日	心理士業務（健診・相談業務）	原則としてありませんが/業務の都合により時間外（休日）勤務をしていただく場合があります。	袖ケ浦市役所			1,907			健康こども部 こども家庭センター 母子保健班 0438-62-3172	健康こども部 こども家庭センター 母子保健班 0438-62-3172
B250	こども家庭センター	心理士	公認心理士	1	パート	令和8年10月1日 ～ 令和9年3月31日	9:00 ～ 15:00	12:00 ～ 13:00	原則として月6日（およそ週1～2回）	土、日及び祝日	児童相談支援業務（訪問、面談、電話相談、相談記録）	原則としてありませんが、業務の都合により時間外（休日）勤務をしていただく場合があります。	袖ケ浦市役所		9,536		○	○	健康こども部こども家庭センター児童福祉班 0438-62-3220	健康こども部こども家庭センター児童福祉班 0438-62-3220
B259	生涯学習課	発掘補助員	特になし	多数	パート	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日	9:00 ～ 16:30	10：15 ～ 10：30 12：00 ～ 13：00 14：30 ～ 14：45	別途指示する日（月～金）	土/日及び祝日	埋蔵文化財調査に係る発掘作業	なし	別途指示した場所（市内）			1,346			教育部 生涯学習課 0438-62-3744	教育部 生涯学習課 0438-62-3744
B263	高齢者支援課	要介護認定調査員	次のいずれかの資格を持ち、採用時点で認定調査員の実務経験が１年以上ある方 介護支援専門員/医師/歯科医師/保健師/助産師/薬剤師/看護師/准看護師/歯科衛生士/作業療法士/理学療法士/言語聴覚士/視能訓練士/社会福祉士/介護福祉士/精神保健福祉士/義肢装具士/あん摩マッサージ指圧師/柔道整復師/はり師/きゅう師/栄養士/認定調査員新規研修修了者	1	パート	令和8年5月1日 ～ 令和9年3月31日	9:00 ～ 16:30	12:00 ～ 13:00	週3日（月/火/水/木のうち3日間）8：30～17：15のうち6.5時間勤務	勤務日以外の平日/土/日及び祝日	要介護認定申請者の自宅や病院等に訪問し/聞き取り調査を行い/調査票にまとめる。他の要介護認定調査員の調査票の確認。	原則としてありませんが/業務の都合により時間外勤務をしていただく場合があります。	袖ケ浦市役所		10,984				福祉部高齢者支援課 介護認定・給付班 0438-62-3206	福祉部高齢者支援課 介護認定・給付班 0438-62-3206